

徳島県告示第六十七号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局那賀庁舎において、令和八年二月三日から一週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月三日

徳島県知事　後藤田　正　純

道路の種類　県道

308		整理番号	路線名
同	古屋日浦	区間	
新	旧	新旧の別	敷地の幅員（メートル）
八・一・三・〇	八・一・一・五	八・一・一・五	八・一・一・五
	三〇・四	三〇・四	三〇・四

延長（メートル）

敷地の幅員（メートル）

新旧の別

区間

整理番号